

## 吹田市 LINE 公式アカウント通報機能利用規約

### 1. 趣旨

吹田市（以下「市」という。）が運用する LINE 公式アカウント通報機能（以下「当通報機能」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）を次のとおり定めます。

本規約は、当通報機能を利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。なお、当通報機能を利用することにより、本規約に同意されたものとみなします。

利用者は、当アカウント上で提供されるサービスのご利用に当たっては、本規約に加え、LINE 株式会社が定める各種利用規約等を遵守するものとします。

### 2. 受付内容

市が当通報機能で受付を行う内容は、次に掲げるものとします。

- (1) 道路・公園等の情報
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が適当と認める情報

### 3. 投稿への回答

市は、当通報機能の利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとします。

### 4. 禁止事項

当通報機能の利用に際し、次に掲げる内容の投稿をしてはならないものとします。利用者による投稿について、市が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、投稿の全部又は一部の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2) 吹田市を含む他者になりすますなど、虚偽及び著しく事実と異なる内容又は成否の確認できない噂等の内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの吹田市または第三者の知的所有権を侵害するおそれのある内容
- (5) 法律、法令等に違反又は違反するおそれのある内容
- (6) 公序良俗に反する内容
- (7) 個人が特定される情報等、個人のプライバシーを害するおそれのある内容
- (8) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とした内容
- (9) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長し、人権等を侵害する内容
- (10) 通信機能の妨害、情報の窃取又は他者のアクセスを妨害する有害なプログラム
- (11) その他、市が不適切であると判断した内容

### 5. 知的財産権の帰属

掲載している記事、写真等の個々の情報に関する知的財産権は、市又は市以外の正当な

権利を有する者に帰属します。また、当通報機能の内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することができません。

#### 6. 免責事項

- (1) 市は、当通報機能に関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った被害については、一切の責任を負いません。
- (2) 市は、利用者からの投稿については、一切の責任を負いません。
- (3) 市は、予告なく本規約の変更を行う場合があります。また、当通報機能の掲載情報についても変更又は削除を行う場合があります。
- (4) 市は、予告なくサービスの運用の変更や中断、又は中止を行う場合があります。
- (5) 投稿されたことをもって、利用者は市に対し、その投稿内容の全てを無償で自由に使用する権利を承諾したものとし、市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (6) 市は、利用者からの投稿内容を運営会社に共有し、サービスの精度向上及び品質改善のため、運営会社が利用者からの当該投稿内容を使用することがあります。
- (7) 市は、LINE 株式会社又は第三者が提供するソフトウェア、アプリ等の機能、利用方法、技術的な内容等に関する質問、問合せ等に関しては、一切回答しません。

#### 7. 問合せ先

吹田市総務部広報課  
電話：06-6385-1276  
FAX：06-6384-7887

#### 附則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。